

職員の懲戒処分の公表について

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1. 処 分 日 令和7年8月6日

2. 処分概要

(1) 所 属 組合事務局に勤務

(2) 職 名 課長職

(3) 年 齢 50代

(4) 性 別 男性

(5) 処分内容 被処分者 減給3か月（10分の1）

(6) 事案概要及び処分理由

当該職員は、病気休暇を取得している期間において、ゴルフコンペに参加したものである。

この行為は、地方公務員法第32条及び第33条の規定に違反することから地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に基づき処分を行うものである。

3. 管理者から

今回、このような公務員としてあってはならない行為を招いたことを住民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後このような事が起こらないよう、職員一人ひとりの服務規律と再発防止の徹底を図り住民の皆様の信頼回復に努めてまいります。